

第 31 期  
東京都青少年問題協議会  
第 2 回拡大専門部会  
(若者支援部会)

平成 30 年 7 月 10 日 (火)

都庁第一本庁 42 階北塔  
「特別会議室 A」

○青少年課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 31 期東京都青少年問題協議会第 2 回拡大専門部会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年課長の坪原でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日ご出席いただいております委員数は 27 名となっており、開催に当たり必要な定足数である 18 名以上ということになっておりますことをご報告いたします。

また、本協議会は原則公開となっております。議事録についても、同様の取り扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。次第の次に、資料 1 といたしまして、意見具申（案）（概要）、資料 2 といたしまして、意見具申（案）となっております。また、資料番号は付しておりませんが、参考資料といたしまして、東京都若者総合相談センター若ナビ α 及び東京都ひきこもりサポートネット、東京都若者社会参加応援事業のリーフレット、不登校フォーラムのチラシ等をお配りしております。不足がございましたら、挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は、若者支援部会の古賀部会長にお願いしたいと存じます。古賀部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございます。皆さん、こんにちは。若者支援部会の部会長をさせていただきます古賀と申します。よろしくお願いいたします。

本日は拡大専門部会ということで、お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。若者支援部会では、付託事項であります「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」、これまで 8 回に渡りまして、部外の有識者等を招致したり、あるいは、また委員の皆さんからご講演いただくなどして、審議を重ねてまいりました。

本日は、これまでの審議を取りまとめて、意見具申案を策定いたしましたので、他の委員の皆様にご報告し、ご意見をいただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、若者支援部会におけるこれまでの審議経過等について、事務局のほうからご報告をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○青少年課長 それでは、審議経過等につきまして、事務局から報告させていただきます。

まず資料2をご参照ください。こちらの資料2につきましては、右上に通し番号を付しておりまして、こちらの通しページ番号の33ページから説明をさせていただきます。こちらが知事からの付託事項でございます。こちら付託事項は、「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」ということになっております。

こちらにつきましての審議経過についてでございますが、1枚めくっていただきまして、通し番号の35番といったところが審議経過になっております。そして、第1回総会が、平成29年2月21日(火)に開催されまして、会長の知事から挨拶をいただき、先ほどの付託事項というところが、付託されたというところになっております。

その後でございますが、第1回若者支援部会、こちら平成29年5月30日(火)というところでございます。正式に若者支援部会という形の部会におきまして、専門的な検討を始めるというキックオフのミーティングになったというところでございます。

そして、第2回の若者支援部会におきましては、平成29年9月5日(金)といったところでございますけれども、こちらにつきましては、都から基本的なデータ等を示させていただきます。また、「困難を有する若者に関する状況について」ということで、委員の坪井節子先生にご講演をいただくというところになっておりました。その他も「非行歴のある若者への自立支援の実態と課題(保護司活動を通して)」という形で、こちらも同じく山元俊一氏にご講演をいただいたというところがございます。そして、もう一つでございますが、「非行歴の若者への自立支援の実態と課題(就労支援を通して)」というところで、村上高信氏からご講演をいただいたというところがございます。こうしたお話なども踏まえまして、いろいろな議論をしていただいたというところがございます。

そして、第3回、第4回、後の講演等があったときにつきましても、話をした内容につきまして、議論をしていただいたというところがございます。第3回若者支援部会におきましても、平成29年10月31日(火)でございますが、「民間支援団体におけるひきこもり等の若者への支援状況」ということで、河野久忠氏にこちらの講演をお願いしたというところ

でございます。そして、もう一つは、「保健・医療機関におけるひきこもりの若者への支援」というところで、こちらは春日武彦氏に講演をお願いし、そして、「区市町村におけるひきこもり若者への支援」ということで、小林愛氏に講演をお願いしたというところでございます。

そして、第4回の若者支援部会においてでございますが、こちら平成29年12月19日(火)におきまして、「民間支援団体と区市町村の連携による支援について」ということで、こちらにつきまして、井利由利氏にご講演をお願いしたというところでございます。次に、「都内の若者支援体制整備状況等について」ということで、都から説明をさせていただいたというところでございます。

そして、第5回若者支援部会でございますが、こちらは、今年に入りまして、平成30年2月8日(木)につきまして、「都の相談支援における支援状況について」というところで、若ナビαの事業責任者、そして、ひきこもりサポートネットの統括責任者からそれぞれ実務で経験したことに基づきまして、ご講演をさせていただいたというところでございます。

そして、第6回若者支援部会、平成30年4月24日(火)でございますけれども、ここで今まで現場の関係の方、そして、それ以外の行政の状況というものを把握した上で、どのような形で若者、そして、その保護者というものの目線で支援施策というのを考えていくことができるかということをよくよく考えまして、意見具申の取りまとめの方向性というものを議論を始めたというところでございます。

そして、第7回若者支援部会、こちらは平成30年5月29日(火)というところでございますが、引き続きの議論を行いまして、よりこれをブラッシュアップし、第8回若者支援部会、こちら平成30年6月29日(金)でございますが、こちらの専門部会の中での議論をまとめ、意見具申の素案を専門部会の中で取りまとめの方向に至ったというところでございます。

そして、本日、平成30年7月10日(火)でございますが、第2回拡大専門部会(若者支援部会)におきまして、こちらの意見具申(案)につきまして、ご審議をいただくという経緯に相なったというところでございます。

以上が、若者支援部会におけるこれまでの審議経過等でございます。

以上でございます。

○部会長　ご質問があれば、挙手をお願いいたしますが、よろしいですか。

かなり密度濃く検討してまいりました。よろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、先に進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、また後で重ねてご質問があればということで。

次に、若者支援部会において取りまとめました意見具申（案）ですね、（案）について、その内容について、事務局のほうからご報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○若年者対策担当課長 それでは、意見具申の案について、説明をさせていただきます。

お配りしております資料1が概要版、資料2が意見具申の本文となっております。基本的には、資料1の概要版に基づきまして、ご説明をいたしますが、必要に応じて、資料2の本文の該当箇所もお示ししてご覧いただく予定となっております。

それでは、資料1をご覧ください。

今回の意見具申の案につきましては、「生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について」となっております。最初に、「はじめに」となりますが、資料2の本文におきまして、上部の隅に通し番号が振っております。通し番号の4と5が「はじめに」となっております。ページとしましては、1ページから2ページとなっております。本意見具申（案）の全体を通した考え方が記載をされております。

1ページ目の下段から2ページ目の上段にかけてになっておりますが、若者を取り巻く状況が目まぐるしく変化し、若者が対人不安や孤独、孤立などの様々な悩みや不安を抱えているということで、とりわけ生きづらさを抱え、ひきこもりや非行歴があるなどの社会的自立が困難な状況に直面するに至った若者について、早期に支援につなげ、長期化を未然に防ぐことが急務であるとされております。また、社会全体で若者や家族に寄り添った支援の仕組みを構築し、それと同時に、困難に直面することのないような環境を整備していくことが、喫緊、最重要の課題であるとされております。

さらに、今回の意見具申（案）の特徴になりますが、実際に支援を受ける若者や家族の視点から検討をしております。この若者や家族の視点からどのような支援が必要とされているのか、そして、困難に陥らないように、いかなる環境を整備していくべきかを支援機関等の現場の声も聞きながら、議論してきたというふうにされております。

それでは、資料1の概要版にお戻りください。

この意見具申（案）は、4章構成となっております。第1章は現状、第2章が課題、第3

章が対応策、第4章が生きづらさを抱え困難な状況に陥らないようにするための青少年期からの取組となっております。

最初に、第1章の現状の中の1の「若者を取り巻く生活環境」についてですが、本文では3ページから5ページということになっております。また、参考となる統計資料がございまして、こちらのほうは後ろのほうになりますが、通し番号が39から42、こちらのほうが統計資料がついております。あわせてご覧をいただければと思います。

それでは、概要版のほうに戻りますが、(1)の現在の若者の全体像として、地域や家庭単位の支えの脆弱化、スマートフォンの普及という実態のほか、若者自身としましては、「自己肯定感」を有する若者が5割弱と諸外国に比べて低いということ、若者の最近の傾向として、出会いの多様性が失われ、実際の社会でもネット上の交流においても自分の環境と似通ったところで生活圏を閉じてしまうという「内閉化」の傾向が強まってきていると記載されております。

(2)の社会的自立に困難を有する若者の現状につきましては、ひきこもりや中途退学者等の状況について触れるとともに、少年非行の関係で、刑法犯少年は減少しておりますが、再犯者率は7年連続で3割強と高どまりしております。

続きまして、2の「若者の支援に関する現在の取組」についてです。本文では6ページから9ページということになっております。

(1)の若者全体への支援についてですが、本文の6ページに記載しておりますが、子ども・若者育成支援推進法では、支援に当たって、家庭、学校、職域、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを基本とすべきとしております。

資料1の概要版のほうを再度ご覧ください。都の若者の総合相談窓口である東京都若者総合相談センター「若ナビα」についてですが、本日、こちらのほうの白いリーフレットですね、こちらのほうを配付させていただいております。若ナビαでは、若者や家族から電話やメール、来所により、様々な分野の相談を受けておりました、1カ月当たり延べ600件程度の相談がございまして、また、外国語相談も受け付けております。また、都内の自治体におきましても、相談窓口を整備し、関係機関が連携し、ネットワークを構築する取組が徐々に増えておりました、本文の通し番号43になりますが、最近の事例としまして、江東区と豊島区の事例を掲載しております。

(2) のひきこもり等の若者への支援についてになります。都のひきこもりの専門相談窓口である東京都ひきこもりサポートネットでは、無料で電話、メール、訪問による相談を受け付けておまして、相談件数は1か月当たり延べ400件程度となっております。また、都のプログラムに沿って、地域でひきこもり支援を行っている東京都若者社会参加応援事業の実施団体が21団体ございます。こちらのほうも、こちらのちょっとオレンジ色といいますか、こちらのほうのリーフレットにお配りしております。それで、表面のほうは、サポートネットの関係になっておまして、裏面のほうは東京都若者社会参加応援事業21団体のご紹介ということになっております。都内の各地でNPO法人等民間支援団体が地域の実情に応じて支援を行っているというところがございます。

続きまして、(3) の非行歴を有する若者への支援についてになりますが、保護観察所の保護観察官や地域の保護司が助言・指導するとともに、就労面では協力雇用主の役割が大きいとしております。なお、若ナビαでは、非行専門の相談員を配置し、非行歴のある若者からも相談を受けております。

それでは、続きまして、第2章の「社会的自立に困難を有する若者や家族が、状況に応じて必要な相談支援を受けることができない要因」について、説明をいたします。本文では10ページから14ページまでとなっております。

本文の10ページ、通し番号の13をご覧ください。本文の冒頭に記載してありますとおり、若者や家族の状況に応じまして、三つの段階に分けて、課題を整理しております。一つ目が「支援を受けたがほうが望ましい状況にあるが、その必要性を認識していない段階」、二つ目が「支援の必要性は認識しているが、相談先を見つけることができない段階」、3番目が「支援機関等に相談したが、適切な支援につながらない段階」ということになっております。

それでは、資料1の概要版のほうをまたご覧ください。

一つ目の支援の必要性を認識していない段階についてですが、課題としましては、社会全体として悩みを抱えている若者の自立支援の必要性について、他人事との思いが強く、理解が十分浸透しているとは言えない。もう一つが、若者や家族が課題を認識していても、自力で解決しなければならないと思っている場合もある。三つ目が、若者や家族に対して、若ナビαやサポートネットの広報を行っておりますが、認知度が高いと言えず、支援を受けるために必要な情報が十分に届いていないという課題がございます。

二つ目の段階になります。支援の必要性は認識しているが、相談先を見つけることができ

ない段階になります。ここでは、若者や家族が抱えている課題が多岐にわたり、自らの課題を整理できない場合は、最初にどの窓口相談したらよいか判断できないケースが少なくない。二つ目でございますが、学校を退学したりとか、会社を退職したり、所属や関係が途切れた場合には、どこに相談していいのかわからなくなる場合がある。三つ目としましては、悩みや課題を近隣の人に知られたくないという気持ちから、身近な地域では相談を躊躇するなど、相談機関を利用しづらいと感じる場合もあるということもでございます。

次に、三つ目になります。支援機関等に相談したが、適切な支援につながらない段階になります。ここでは、悩みを持つ若者はそれを自分の言葉で相手に伝えることが苦手なことがあり、また、家族も負い目を感じている場合など、相談窓口で十分に伝え切れないことがあるということになっております。これは、抱えている悩みが複雑であったり、コミュニケーションに課題を抱えている場合は、なおさらこういうことが言えるということになっております。

続きまして、支援機関側も悩みの本質を聞き取ることができず、見立てが不十分になり、適切に支援につなげないことがあるということになっております。

三つ目が分野ごとの支援に留まり、複合的な課題に対応し切れず、支援の切れ目が生じている場合もあるということで、これは複合的な課題の場合には、教育、児童福祉、生活困窮、精神保健、医療等、様々な分野が関わりますけれども、その部分で支援の切れ目が発生する場合があるということに触れております。

続きまして、4番の若者を社会全体で支える必要性になります。現状で触れましたが、若者が生活圏を閉じてしまうという内閉化という現状もございまして、それを踏まえまして、社会全体において、積極的に若者に関わろうとする意識が希薄であると。また、多様な価値観や多世代との交流といった多彩性、多様性を実感・体験できる機会が少ないという現状がございまして。

ということで、このような第2章の課題を踏まえまして、第3章のほうの対応策ということとまとめております。

それでは、第3章のほうに移ります。本文では、15ページから22ページまでとなっております。通し番号も18からとなっております。

本文の15ページの冒頭をご覧いただきたいんですけども、若者が長い間、悩みを抱え、自分らしい社会的自立を拒まれることは、本人のみならず社会にとっても将来における大き



な損失になることを認識する必要がある。悩みを抱える若者を含め、全ての若者が早期に社会的に自立し、活躍できるよう、それぞれの段階での阻害要因を解消し、適切な支援機関等につながるための方策について、「情報発信の充実」、「支援環境の整備」、「支援体制の充実」、この三つの視点から施策を提言されております。

それでは、また概要版のほうをご覧ください。

一つ目が「未来のために都民の全てが若者をサポート」ということになっております。(1)が社会全体で若者の生きづらさに寄り添う「サポーター意識」の浸透ということになっております。社会を構成する一人ひとり、法人、公的機関・団体も含めてということになりますが、若者の生きづらさに寄り添う、そういうサポーター意識を持ち、若者を支えていくことが必要である。あと、このようなサポーター意識を持って若者を見守るということは、社会全体の役割であるというメッセージの継続的な発信が何よりも重要である。あと、若者や家族に対しましては、人に頼り、頼られることは当たり前のことと捉えられるようなメッセージも発信していくことも重要であるということになっております。

続きまして、(2)の若者や家族の心に響くSNS等を活用した情報発信ということになっております。この部分では、先ほどご紹介しました若ナビαやサポートネット、こちらのほうの認知度を高めることが必要であると。また、それ以外の支援機関についても、同様に認知度を高める必要があるというふうになっております。

あと、二つ目としましては、若者や家族の行動パターンを踏まえた、SNS等を活用したより適切な情報の発信が重要であるということで、若者におきましては、SNS機能を活用したプッシュ型の情報発信という記載もございます。あと、非行歴を有する若者につきましては、保護観察官や保護司に常に最新の情報を提供し、情報発信してもらえるように更生保護サポートセンター等との連携を密にすることも必要であるというふうに記載をしております。

続きまして、情報発信の際は、若者や家族が相談を受けることのハードルを下げるような内容を発信することも必要であるということで、若者につきましては、困難な状況から立ち直った人の事例など、前向きに自らの将来像を描けるような情報、家族に対しましては、悩みを抱える若者への接し方など、家族が参考となる具体的な情報を発信というふうに記載をされております。

続きまして、2番の「支援のハブ・ステーション「若ナビα」」ということで、この部分は、

若者や家族が相談しやすい環境の整備について、記載がされております。

(1)の誰でも、どんなときでも、どんな悩みでもまずは頼れる支援の入口「若ナビα」ということになります。こちらのほうは、若ナビαやサポートネットにつきましては、ハブ・ステーションとしての役割を果たせるような機能の強化をしていく必要があるということになっております。ハブ・ステーションにつきましては、若者や家族のみならず、支援機関等の相談・照会に対しても的確に対応することはもちろんのこと、適切なリファア先を示すことができる、そういうことでハブ・ステーションと記載をしております。あと、続きまして、若者や家族だけではなく、支援機関等にも活用されるような機能の発揮を期待ということで、やはりポイントとしましては、支援機関にも役に立つ相談機関であるというところが記載をされております。

続きまして、(2)の誰でもどこでも悩みの相談先をネットで探せる「ポータルサイト」の構築になります。この部分につきましては、若者や家族が必要な支援機関を探す場合にといいうことも踏まえまして、社会資源の情報を総合的に集約し、最適な相談支援機関を容易に見つけることができるような仕組み、いわゆるポータルサイト、この構築が急務であるというふうにされております。具体的なメニューとしましては、支援機関の基本情報はもとより、支援メニューや支援プログラムなどというような記載もございます。続きまして、支援機関がリファア先を検討する際に、詳細な情報を幅広く入手できるようにすることも重要ということで、こちらのほうは支援機関の情報としましては、支援方針や支援の特徴などの詳細な情報というふうにも記載がされております。

続きまして、(3)の身近な地域で支援を受けられる環境づくりになります。こちらの部分につきましては、住民に身近な区市町村での窓口整備に向けた都の支援策の更なる充実・工夫が必要であるというふうにされております。現在も、都におきましては、区市町村における体制整備における財政支援、研修による人材育成、支援に関する情報提供によるノウハウの提供ということで、3点セットということで支援を行っておりますが、この部分の更なる充実・工夫が必要であるというふうにされております。続きまして、各地域での東京都若者社会参加応援事業実施団体による支援の充実や団体の増加につながる都の取組が必要ということで、現在、21団体ございますが、この部分を充実させる必要があるというふうに提言いただいております。

続きまして、(4)の支援力を高める能力開発・研修になります。この部分は、若者や家族

が抱えている課題を的確に把握するためには、支援者の支援力の向上が必須であるということになっております。具体的には、事例を踏まえた実践的な内容の研修や情報提供を行っていくことが望まれる。または、研修の実施に当たっては、ワークショップ形式で実施することも重要であるというふうに記載がされております。

続きまして、3番の「どんな悩みも取りこぼさない「スクラム連携」」ということになります。この部分につきましては、(1)が若者や家族の悩みや思いを橋渡しする「代弁者」機能ということになっております。本文で行きますと、20ページの部分になります。この部分につきましては、抱えている悩みや思いをリファー先に橋渡しする代弁者機能が不可欠であるということで、若者や家族がきちんと思いや悩みを伝えることができないという課題もございましたので、その部分への対応策として代弁者機能が不可欠であるということにされております。この部分につきましては、若ナビαやサポートネットでも既に実施している部分がございますので、その部分で実績を積み重ねまして、将来的には各支援機関における代弁者機能の仕組みの模索を期待するというふうにされております。

続きまして、(2)のスクラム連携の調整役「コーディネート」機能になります。この部分につきましては、関係機関の役割分担や連携に関する総合調整を行うコーディネート機能が不可欠であるということで、若者や家族が複合的な課題を抱えている場合には、関係機関の連携というのが必須であるということで、その部分に際しては、コーディネート機能が必要であるということになっております。こちらにつきましても、若ナビαやサポートネットでの実績を積み重ねまして、区市町村に還元し、地域での若者の自立支援に活用していくとしております。

続きまして、(3)の若者や家族の多様な悩みを多様な支援機関等が、得意分野を生かしてスクラム連携ということになっております。こちらの部分につきましては、若者や家族のどのような悩みや課題も取りこぼさないようなスクラム連携が不可欠であるということで、これは本文の21ページにございますが、スクラム連携につきましては、単に手をつなぐだけではなく、重なり合い、支援の狭間にケースが落ちることがないように密接な連携、いわゆるスクラム連携というふうに記載がされております。また、様々な機関が連携して支援する場合、リファーする際の漏れのない情報共有が必要であるということも記載がされております。

最後に、第4章になります。「若者がいきいきと輝ける社会へ」ということで、こちらのほ

うは、本文でいいますと、23 ページから 24 ページ。上の通し番号ですと、26 から 27 ということになっております。

こちらの部分につきましては、自らが社会の構成員として重要であるという自己有用感を感じる必要があるということで、これはやはり若者自身が青少年期から地域活動やボランティア活動への参画を通じて、多様な価値観や多様な年代との触れ合い、交流の機会を通じて、主体的に活動してというところも記載がされております。あと、続きまして、少年非行をより一層効果的に防止するための施策のあり方の検討が必要という部分になりますが、これにつきましては、スマートフォンの普及、生活圏の内閉化ということも先ほど触れましたが、または自撮りの被害というところの対策についてもいろいろとございますけども、SNS で犯罪に巻き込まれることを防止するための項目をさらに充実していくことも必要であるという部分もございますし、あとは、青少年・若者の自己有用感を決定的に損なってしまう非行を防止するための取組も忘れてはならないということで、この部分につきましては、一層効果的な防止の施策のやり方の検討が必要であるというふうにしております。

最後に、「おわりに」の部分になります。こちらのほうは、ページでいいますと、25 ページから 26 ページ、通し番号 28 から 29 になります。この部分につきましては、真ん中部分になりますが、5 段落目あたりになりますが、東京都が軸となりながら、若者の自立支援に向けた施策が地域社会で充実していくことが期待されているというふうに記載がされております。また、実際の支援の現場におきましては、それぞれの若者と真摯に向き合い、若者の状況に応じた具体的なメニューを提示していくことが何より重要であることは言うまでもないというところも記載がされております。とりわけ深刻な問題を抱える非行少年については、当該少年の育て直しも視野に入れて、幅広く行う必要があります、本意見具申では語り切れなかった部分についても、再犯防止施策において検討が期待されると提言されております。

最後のまとめの部分になりますが、生きづらさを抱える若者や家族に対して、社会全体で支えていくという意識が浸透し、若者がいきいきと輝き、活躍できるよう、未来を担う人材である若者の社会的自立を後押しすることにつながれば幸いであるというふうにまとめられております。

以上が意見具申の案についての説明です。

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この意見具申（案）について、ご意見等ありましたら、挙手をしていただいて、

お願いしたいと思います。

じゃあ、内山委員、よろしく申し上げます。

○内山委員 まず、古賀部会長をはじめ、若者支援部会の皆さん、この意見具申の取りまとめ、本当にありがとうございます。本当に私自身も勉強になりながら読ませていただきました。そういった中で、僭越ながら幾つか私の意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1章というところで、この中で若者の現状ということでの分析、様々なデータの引用がありました。その中で、通し番号8番のところ、上から7行目ですね、都立高等学校の中途退学者の進路状況ということで、こちらは15番ということで、東京都教育庁のデータを引用されて、約3割という、こういうデータが出ています。一方で、通し番号11番の上から5行目、ひきこもりの若者は不登校経験のある場合も少なくないということで、以下、小中学校の不登校の児童・生徒のものが引用されているんですが、ここに関しては、引用データがないということです。

私のこれまで市議会で経験をしてきたものでいうと、中学校の不登校経験児童のその後の後追い調査ということがされていない自治体が多いなという印象があります。この現状で、そもそものひきこもりの要因の一つとして、小学校ないしは中学校の不登校、復帰率も極めて低いですから、そういった中で関係があるのであれば、このあたりの調査・研究というのはしていくべきではないかなというのを個人的には思っております。

また一方で、次の段落、フリースクール等の民間施設の活用、民間団体の活用というのがありますが、実際、不登校を経験した中学生がフリースクール等に通うケースというのは結構あると思うんですが、一方で、私自身が相談を受けた案件だと、例えば、親御さんの家庭環境の経済状況が余りよろしくない状況、子供の貧困というのもありますけど、そういった中においては、通いたくても、あっこいいなと思っても、親御さん、ご家庭の経済状況によっては通えない状況というのもあると聞いています。そういった中での経済的な問題というの現状としてはあるのではないかと考えています。

また、1章の部分で、一番最初の通し番号6番のところに、SNSについて、5番、注釈があります。ここなんですけど、下を読んでみると、誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、既に参加している人からの紹介で参加できるとあります。私の記憶が確かであれば、以前は、例えばmixiとかフェイスブックもそうだったと思うんですけど、こういうような紹介で入るようなサービスだったと記憶していますが、現状は誰でも確か紹

介がなくても入れるというのがSNSの定義じゃないかなと思いますので、こちらはぜひご確認をいただければというように思います。

続きまして、第3章のところです。第3章は、1章と2章ときまして、「若者が社会的に自立し活躍できる社会の実現に向けた仕組みづくり」ということで、通して読んでみますと、やはり若ナビαについての期待感というか活用というのがかなり重要なのかなというふうに思っています。しかし、一方で、こちらは議会でも議論になったかなとも思うんですけど、実際、この若ナビαを検索してみると、まず最初に出てくるのは、東京都若者総合相談センターという言葉です。若ナビαで検索して、これが出てくるんですけど、若ナビαでこれだったら分かりやすいんですけど、そうじゃなくて出てくるというのは、まず第一弾でありまして、一方で、これは恐らくもしかしたら議論になっているかもしれないんですが、電話、メール、または来所相談ということで、これ全部、私が個人的に見ると、ハードルが高いなと思うんです。電話は有料ですし、有料というのは通話料がかかりますし、月曜から土曜までの午前11時から午後8時、メール相談は登録をしないとできない。来所相談は完全予約制ということで、もちろんこういったものをハードルを下げていくことのリスクというのはあるのは十分理解するんですが、この若ナビαに私も期待をしている一人としては、やはり先ほども別案件で相談のハードルを下げていくという記述がありましたので、そういった意味においては、せっかく若ナビαを認知をした若者に対しても、さらに、そこから具体的なハードルを下げられるような内容があるといいのではないかなというように思いました。

最後に、第4章ということで、そもそもひきこもりにならない、もしくは、生きづらさを抱えないような形で、そういう社会をつくっていきましょうというふうに理解をしましたが、そういった中で、自己肯定感、そして、そのためには自己有用感が必要だという、こういう記述であると理解をいたしました。その中で、やはり自己肯定感を高めるという意味においては、私は成功体験というのが一つ子供たちの中には大きなキーワードになっているのではないかなというように思っています。その成功体験の中で、じゃあ、自己有用感、例えば、こちらに書かれているようなボランティアをして、社会の役に立つということの有用感も一つだと思います。しかし、それはその個人じゃなきゃだめかという、そうではない有用感だと思います。一方で、何か例えば困難体験がクラスであって、その中で自分が何かの役に立って成功した、そうすると、自分が自分自身のパーソナルのストーリーの自己有用感になっていくというように思います。なので、そういった意味においては、この成功体験という

ものもキーワードとしてはいいのかなというふうに思いました。

ちょっと長くなったかもしれませんが、私からの意見は以上です。ありがとうございました。

○部会長 後でまたまとめてお話をしていこうと思いますが、今、ご指摘のいろんな点、特に若ナビαの検索ですか、そのような点なんかもまた工夫していく必要があるかと思えます。ご指摘ありがとうございました。

それでは、他に。

それでは、すみません、けいの委員。

○けいの委員 けいのと申します。よろしく願いいたします。

青少年問題協議会若者支援部会の皆様、委員の皆様には、未来のある若者を支援するという視点で、このような充実した内容の意見具申（案）を策定していただきまして、心より御礼申し上げます。敬意を表します。

今回の付託事項は、「社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応」となっております。私ども都議会公明党は、これまでも若者への支援について、施策の充実を訴えてきましたが、青少年問題協議会において、委員の皆様が専門的な知見や支援者としての実務経験に基づいて、若者の抱える問題についての議論が行われてきたことに注目しておりました。この意見具申（案）については、生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援についてというテーマにもありますように、未来を担う若者にスポットを当て、支援のあるべき姿についての提言となっています。まさに、私ども会派の主張と方向性が同一であり、非常にうれしく思っております。

若者の自立支援といえば、頭に浮かぶのは、私も長年、応援してまいりました著名な格闘家が非行少年を立ち直らせるためにアマチュア総合格闘技大会を行っているということであり、元暴走族や犯罪を犯し更生施設や刑務所から戻った若者たちが総合格闘技を通じて、更生しています。そこでは、正しい道から外れた若者たちが一生懸命に社会のルールの中で進んできた、社会のルールの中を歩んできた人と練習や試合を通じて触れ合うことにより、本当に強いのは正しい道を進むことであることを実感していくことにあります。彼らが勝手気まま、欲しいままに他人を傷つけるために使ってきたただの暴力は、正しい修練とルールのあるリング上では全く無力であることを、嫌でも思い知らされるわけです。それが非行少年等の立ち直りにつながっていきます。そのためにも、提言にありますとおり、地域の大人

が若者を支えようという精神を持って、地域活動を活性化し、幅広く若者が異なる世代と交流して正しい大人というものがどのようなものであるかを実感する機会を設けていくことが重要であると思っています。東京都には、そうしたことに取り組む大人をしっかりと支援していくよう、頑張ってくださいと思います。

若者が悩みや生きづらさを抱え、自分らしい社会的自立を阻まれることは、社会の未来、将来にも関わる問題であります。そのため、困難な状況が長期化しないように、若者を早期に適切な支援につなげていくことが何よりも求められております。やはりこの東京が活力と持続可能な成長を遂げていくためには、東京の未来を担う若者が自分らしく輝き、いきいきと活躍できる社会をつくっていくことが重要であります。最近の若者を取り巻く環境は、スマートフォンが急速に普及するとともに、コミュニケーションツールとしてLINE等のSNSが主流となるなど、大きく変化しております。このような状況の中で、悩みを抱える若者が相談につながるには、相談窓口等の支援に関わる情報が確実に届くようにする必要があります。そのために、若者がふだんから使っているSNSを活用して情報発信を行うべきです。意見具申（案）には、SNS等の機能を活用したプッシュ型の情報発信など、効果的な手法を検討することも必要とあります。若者の行動パターンを踏まえた情報発信をぜひとも実現していただくよう、お願いいたします。

次に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」についてです。若ナビαについては、私も区議会公明党は、様々な機会を通じて、若ナビの充実について要請をしてまいりました。東京都では、平成21年度から東京都若者総合相談「若ナビ」を開設し、電話やメール等による相談を行うとともに、平成29年度からは新たに来所相談を開始するなど、東京都若者総合相談センター「若ナビα」としてリニューアルされました。やはり若ナビαは、総合相談窓口として誰からも頼りにされるよう、さらに機能を充実させていく必要があります。そのためには、提言にもあるとおり、若者やご家族からの相談に適切に答えるだけでなく、支援機関等からの問い合わせについても必要な情報を提供するなど、支援機関からも頼りにされる総合相談窓口となるよう、ぜひとも若ナビαの充実を図っていただきたいと思います。

最後になりますが、今回の意見具申（案）は、若者やご家族に寄り添った支援のあるべき姿についての提言となっており、この点を高く評価します。また、課外活動が重要であることは先にお話ししたとおりですが、特殊詐欺やSNSなどを通じて、若者を犯罪に利用しようとしている悪い大人からこれらを守っていくべきとの提言もありましたので、東京都には



しっかりと受けとめていただきたいと思います。今後は、この提言を踏まえ、具体的な施策の事業の充実が図られることを要望しまして、私からの意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。

若い人たちの行動パターンに寄り添って、いろいろな方法をとということでお話しいただいて、ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆さん。

では、米倉委員ですね。お願いいたします。

○米倉委員 まずはじめに、この生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援ということで、部会の皆さんの議論を取りまとめてくださったということで、本当にありがとうございます。

全体としても、本当に書いてあることは重要だなと思っております。特に2章に関わりますけれども、やはり本当は支援を受けたほうがいいという困難な状況に置かれている方が自分は支援を受けていいのだとなかなか思えずに、自力で解決をしなければならないというふうに追い詰められている実態がやっぱり広くあるなど実感していますし、そういう方たちに支援を受けていいんだということですか、また、情報が届くためにも、やはりネット広報というのも、ただ発信するだけではなくて、その方たちの見ているネットの範囲にどう食い込んでいくかですか、工夫が必要だという指摘もありまして、重要だなと思いました。各支援機関が連携して行って、支援を必要なところにつなげていくということも本当に今、重要になっているなど感じていまして、本当に大切な指摘だと思っております。

その上でなんですけれども、ひきこもりの問題について幾つか申し上げたいなど思っていることがあります。

一つが、今の東京都のひきこもりの対策というものが対象年齢について、おおむね34歳までとなっております。今日、配られたこのひきこもりサポートネットのパンフレットにもやはりそういうふうに書いてあります。今、東京都の子供・若者計画の対象年齢というのは、青年期は30歳までとなっておりますが、そうしつつも、施策によっては40歳未満までのポスト青年期も対象にするとなっております。やはり全国的にもこの問題で年齢の線引きをしているのは少ないというのが実態だと思いますし、やはり少なくともこの問題では40歳未満の方は支援対象とするというふうに、線引きはなくしていくことが必要だと思います。

それと、そのひきこもりの支援に関連して、ここでも、今、先ほどの概要の説明でもありましたが、今、支援団体が 21 団体に増えたということで、さらにやっぱり増やして、身近な地域で支援を受けられる環境が確保されることが必要だということがこの意見の案にもあると思うんですけれども、そういうことを考えたときに、東京都としての公的支援の再開が必要だということも思っております。

もう一つありまして、この意見では触れられてはいないんですけれども、やはりこの青少年の支援というものをこれから考えていくときに、今の東京都の担当部署というものが青少年・治安対策本部となっていて、治安対策と一体となっている組織だと思っています。しかし、やはり子ども・若者育成支援推進法の趣旨からしましても、この日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子供・若者の最善の利益を尊重すると。子ども・若者は大人とともに社会を形成する主体者として支援することが理念として掲げられています。やはりそういう立場に立つと、治安と一体ということではない、支援の組織のあり方もやっぱり必要だというふうに思います。かつて東京都はやはり大人とともに社会を形成していく主体者として、この若者・子供を支援していくという立場で、例えば生活文化局では、青少年センターがありましたし、また、教育庁所管でも青年の家が 7 カ所ありまして、話を伺いますと、やはりこうした施設で部活やサークルなど、若者の団体が安くで会議室を使うですとか、宿泊もできるということで、こうした施設で学んだり、また、夜にはゆっくり心を開いて語り合うという場にもなっていたという話も聞いています。今は、残念ながら青少年センターはなくなって、この教育庁の青年の家も 7 カ所から 2 カ所に減っているというふうに聞いていますが、やはりこの意見の 4 章にも関連しますが、自分らしい生き方を実現できる環境を整えていくというときに、やはりこういう環境を増やしていくことが重要だと思います。

先ほども申しましたが、やっぱりそういうことを考えたときに、都の組織のあり方というものも治安対策ですとか、あと、困難を抱える若者の支援に留まらなく、若者が主体的に活躍することをどう支援していくかという視点を強めていくということが、やはり今後、重要だと考えております。

このことを申し上げて、意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ポスト青年期の部分というのも議論の中では随分いたしましたので、年齢直接ということ

ではございませんけど、そういった意思を持って書かれているかと思えます。

それでは、他にご意見。

西沢委員、お願いいたします。

○西沢委員 私、今、米倉委員からも話があったことによりかなり私も近い考えを持っているわけなんですけど、まず、ひきこもりについてですけども、このひきこもりの対策で、これも今ありましたが、内閣府の調査でも、今年からは、今までは 39 歳までだったのが 40 歳以上も調査対象にしていく。他の県を見ても、そういった自治体が増えてきている中で、ひきこもり対策ということは、若者対策とイコールではない状況に来ているということは、まず指摘していかなければいけないと思います。専門部会のほうでもこの辺は、いわゆるひきこもりの高齢化ということが大分議論されているというのは、議事録で拝見をさせていただいております。けれども、今の東京都では、やはり 34 歳までを対象という形で、かなり縛っているような形での意見具申というところには、少し違和感があるのかなという気がいたします。いわゆる 8050 問題ですね。高齢化をしていく中で、生活が高齢化に伴って、ひきこもりの家庭、行き詰まってしていくというようなところがありますから、こうした部分を踏まえた意見具申であるという認識で思いたいというように思いますし、そうあるべきだということは申し上げていきたいというように思います。

それから、これも先ほどの意見とも似てはいますが、この若者対策というか、ひきこもりイコール犯罪予備軍と位置づけるような、感じるということを知ったわけでありまして。そんなことはないわけなんですけども、青少年・治安対策本部という名前が、青少年が治安対策をしていくと、その青少年対策が例えばひきこもりという形になると、ひきこもりイコール危険人物対策だというように捉えかねないという形にも、メッセージを実際にそういう書き込みなんかでネット上で自分は危険人物と見られているんでしょうかとか、自分はひきこもっていますけど、犯罪予備軍と思われているんでしょうかという悩み相談が現実にあるのを目にしましたから、そうしたことがないような形にしていかなければいけないなということは申し上げておきたいと思えます。

そういった部分、加えててですが、若ナビαについて、申し上げておきたいと思えます。これは、実際に、私も現場を拝見させていただきましたけども、若ナビα自体が相談した者がした方に対して何かの斡旋をするだけではなくて、寄り添って相談を受けて、その関係機関に連絡をして、場合によっては、直接、その関係機関に対して仲介をするというような機

能までをとというのは、すごく画期的だと思っております。ですので、この意見具申（案）にこれを活用するということは、大いに私は評価されるべきだと思っておりますから、実際、それが今後、どのように活用されていくのかというのは、非常に注視していきたいというようなことです。

意見としては、以上になります。

○部会長 どうもありがとうございました。

ひきこもりの方々のイメージがマイナスになることはないようにということは、非常に思います。そういうつもりは、ございませんので。

他にご意見いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、おときた委員、お願いいたします。

○おときた委員 都議会議員のおときた駿と申します。

まず、ここまで精力的な議論をしていただいた委員の皆様にも、感謝を申し上げたいと思います。

私は今、34歳ですので、ぎりぎりまだ若者という範疇に入っているかと思っておりますので、そういう視点からも、私は情報発信のちょっと技術的な面について、ご意見と提案をさせていただきたいと思っております。

まず、この若ナビαというこの相談、すばらしい相談窓口がありますから、ここをしっかりと支援者に届けたい、要支援者に届けていくということについては、全く異議はございません。しかし、これをどう届けていくかというのは、やはり最大に難しい点でありまして、SNSを活用してプッシュ型でというご意見は、そのとおりでありますけれども。じゃあ、ただ単にツイッターをやって、フェイスブックをやれば、すぐに相手に届くのかといえ、そういうものでもない。特にやはり若者がウオッチするような魅力的な情報を発信しなければ、その対象となる若者には届かないわけでありまして。そういった視点から、例えば、今の青少年・治安対策本部のツイッターアカウントなどを見ますと、やはりお知らせがただ単に並んでいるだけという印象が拭えず、ツイッター、フォロワーは1万6,000人程度いらっしゃるものの、これがじゃあ、若ナビαで相談を受け付けていますとか、ひきこもり対象の相談イベントをやりますと発信しても、それがそういう必要な人に届くかと言われれば、なかなかそれは今は難しい状況じゃないかなということを感じます。

東京都でこれをうまくやっているのは、私は水道局だと思うんですけども、水道局のツ

ツイッターアカウントなんかを見ますと、時には動画が投稿されていたり、画像でちょっとおもしろいコメントがついていたり、そういったことの努力を重ねて、ツイッターが6万人のフォロワーを超えております。こういった工夫もやっぱり若い人に情報を見てもらうためには、常日頃からツイッターのこのアカウントで魅力的なおもしろい若者受けの情報を発信するということが複合的に必要になってくるのかなと思いますので、そういったところで、やはり東京都側も頑張っていたいただきたいというのがまず1点でございます。

2点目は、じゃあ、情報が届いた後、若ナビαというのがあるんだよ、見てみようかなというところで、若ナビαまで辿り着きました。検索の問題も先ほどありましたけど、それも乗り越えて何とか辿り着いて、じゃあ、これを見たらどう思うかという、多分、若い人が見たら、極めてシンプルなページだなと。シンプルといえいいですけども、逆に言えば、味気ないというか、これを見て、なかなか、じゃあ相談しようという触手が動くかという、ちょっと難しい状況じゃないかと思うんですね。特に文字しかないという状況。今、若者が一番見ているのは、やはりインスタグラム。一番増えているのは、画像とか動画が中心で、イラストとか、そういうとっつきやすさみたいなものがやっぱりサイドラインにないと、これをじゃあ、相談しようかなというふうにはなかなか思わないんじゃないかなということに懸念を覚えております。

また、ひきこもりサポートネットのサイトのほうに至っては、今、チェックしましたら、すぐPCサイトに飛ばされてしまいまして、スマートフォン対応がされていない模様でございました。なので、やはりこういった細かいところも若者やその親世代ももう大分若くなっていますから、スマートフォン対応していない、あるいは、ぱっと見たときに情報がイラストとかビジュアルで伝わってこないというのは、結構大きな問題だと思っています。中長期的には、ぜひ、メール相談だけではなくて、SNSでの相談だとか、あるいは、フェイスブックとかツイッターのログインアカウントでログインして、すぐ相談できるとか、そういうことができればいいんですが、なかなか今、メールでも10日程度要しますと書いてしまうぐらいマンパワーの問題等がありますので、それはすぐには難しいということは理解しております。ただ、こういった技術的なビジュアルを変えるとか、スマートフォン対応にするというのは、技術的なところで比較的すぐできることかと思っておりますので、こういったところの対応はぜひ早急をお願いしたいということ、私の意見とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

若い人たちに魅力的な情報、他の委員からもご指摘がありました、この部分は随分議論をしたところでございますので、きっと改善されていくと思っておりますが。

それでは、いかがでございましょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 都議会議員の上田令子と申します。

委員の先生方、その専門性を持たれて、かなり深掘りの議論がなされ、今日の意見具申ということになり、この点に関しましては、感謝させていただきます。

意見具申について、一言申し添えます。

都は、平成 27 年策定の子供・若者計画におきまして、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望を持って活躍できる社会の実現を目指すとして、子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものと高らかに述べられております。ところが、世間を騒がせおります都内におきましては、本年 3 月に目黒区で女兒で虐待死させられたとして、後に無職のニート状態といえますか、やはり社会的にも孤立していた若者世代の両親が逮捕される事案が発生しました。本件では、所管の品川児童相談所と警察が情報共有して、連携して活動していれば、救うことができた可能性があります。児相が面会拒否されたときに放置せず、すぐ警察に連絡していれば、警察官が家庭訪問して、女兒の状況を確認できたと考えられます。また、転居前の香川県の児相や県警の情報共有が不十分であったことが明らかになっております。

子供は国そして地域社会の宝であり、生きづらさを抱える前から、残念ながら当該女兒は生きづらさを抱える若者になる前に命を奪われてしまいましたけれども、その前段からあらゆる場面で育ちを支えていかなければなりません。また、同様に、子育ても支えていく必要があると思います。虐待するやはり若年世代の母親、それに対しても、私はここを支えていなかった、孤立したのではないかなど。これがまさに今回の対象に実は入るのではないかというふうに考えるものでございます。

一方、子供に目を転じますと、子供の成長・発達は危機に瀕しております。学校現場におきましては、いじめ、教員による体罰に加え、東京都におきましては、プールをはじめとする体育的指導、ブラック部活と言われるような教科外活動、道徳教育などにおきましては、子供の人権を踏みにじる、自尊心を踏みにじられる不適切な指導、行き過ぎた活動が報告さ

れております。不登校の一員になり、ひいてはひきこもり、ニートへの大きな要因になるものと私は考えております。

地域社会においては、子供がありのままに過ごせ、自分らしく育てるような居場所や遊び場の確保が求められており、私も地元、江戸川区におきまして、子供食堂や子育て支援の活動に携わっておりますが、子供たちが身近な地域につながることの大切さを実践的に実感しております。不登校になったとしても、また、ニートやひきこもりになりかけたときも、地域社会とつながり、一員であるとの実感があれば、自尊心を保てるものと思われれます。

児童福祉法第1条は、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有すると、国連子どもの権利条約を踏襲した子供の成長・発達の権利を明確にしています。都においても同法の理念にのっとり、子供・若者計画が着実に実施され、子供と若者の健全な成長、発達を保障していくべく、本意見具申を進めていくことを求めます。

また、子どもの権利条約批准からもう四半世紀が経ちました。都の福祉が子どもの権利条例の制定と総合的な子ども部局の設置を求めてから、もはや20年がたとうとしております。子ども施策の総合化は急務でございます。今回の意見具申、各取組はあくまで対症療法としては評価をさせていただきますが、根本対策としては、いまだ子ども部局の実現、施策の総合化の実現のなされぬ、青少年・治安対策本部のあり方の検討を求めまして、私の意見とさせていただきます。

○部会長 どうもありがとうございました。

虐待に関わって、家族の問題については、今回、大分議論もさせていただいて、支援についても検討させていただきました。今回、若者が対象で、直接、そういう記述にはあまりなっておりませんが、議論としてはさせていただいております。やはりずっとお話のように、寄り添えるということを非常に重要視して書かせていただいたかなというふうに思っております。

ここまでを通して、事務局のほうから何かどうでしょう。

○青少年課長 特にございませぬ。

○部会長 大丈夫ですか。

○青少年課長 はい。

○部会長 ご指摘いただきました提案、大変大事な点がたくさん含まれております。例えば、不登校の方々の追跡調査というのは、これはなかなかデータが古いものはあるんですけども、なくて。このようなものも確かに確認できればと思いますが、今回、ちょっと難しいかもしれませぬ。そういういろんな困難状況のベーシックなデータが必要であるというのは、もうご指摘のとおりだと思います。

それから、ずっと多くの委員の皆さんからご指摘がありました、若者の行動パターンに寄り添うような、様々な情報提供ということ、これはやはり大変議論しましたし、また、実は、日進月歩でして、若い方々が使うツールというもの、あるいは、好む情報の形式というのがもう目まぐるしく現在変わっておりまして、これをやはりある程度追跡して、追いかけていっていかなくてはというお話し合いを真剣にいたしました。ですから、この部分というのはもうご指摘のとおりなので、今後も随時やっていかなきゃいけないことがたくさんあるかと思っております。

また、当然、成功体験とか、あるいは、様々な体験というんですかね、多様な人との体験、これはもうずっと書かせていただいているところで、この点についても皆さんから非常に貴重なご意見が出ましたし、子供たちの自立した自主的な行動を促すというようなことも必要だというようなお話がございました。

今、ご意見をいただいた皆さんから、細かく一つ一つお話ししてはいないんですけども、他の委員の皆さんからも何かご意見があればまずいただいて、いかがでしょうか。

どうでしょうか、他の委員の皆さん。大丈夫でしょうか。

もし、他の委員の皆さんからご意見がないようでしたら、今、いろいろいただいた点で、事務局としてはいかがでしょうか。それについて、何か中のほう、案についての。

○青少年課長 大変ご貴重な意見をいただきまして、こちらにつきましては、きちんと受けとめ、今後の施策の決定などに生かしていきたいと思っております。引き続きご指導のほど、よろしくお願いたします。

○部会長 ここでは、行政内部の担当部局等について、ちょっと議論することができませんでしたが、そういったことも含めて、継続的に慎重にまた議論をしていただければと希望するところでもあります。

ということで、もし、他にご意見等がなければ、本日いただきました委員の皆さんのご意見を私のほうで踏まえさせていただいて、文言の修正とか、一部分の改善といったようなもの



のはさせていただいた上で、そして、この具申（案）を出していこうと思いますが、よろしいでしょうか。私への一任でよろしいですか。

（異議なし）

○部会長　ということで、また後日、皆さんに改善しましたものをご確認いただいて、その上で、次回、第3回の総会がございます。第31期の東京都青少年問題協議会意見具申という形で出てまいりますので、これを小池知事のほうにお渡しすると、こういう段取りにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○部会長　ありがとうございます。

それでは、いろんな大変貴重なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。私どもも真摯にいろんな議論をしてみましたし、ずっと言っておりましたのは、やはり建設的な議論をしようということでした。具体的によりよい若者たちの環境が生み出せるようにということで考えてまいりましたので、この部分をぜひまたお伝えできるように努力していきたいと思います。

それでは、最後、事務局のほうから連絡がございましたら、お願いいたします。

○青少年課長　それでは、事務局からの連絡になります。

次回、第3回総会につきましては、7月31日に開催する方向で調整中でございます。詳細につきましては、追ってご連絡させていただきます。

事務局からの連絡は以上です。

○部会長　どうもありがとうございました。

今月末に再び総会がございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は以上をもちまして、拡大専門部会を閉会したいと思います。どうもご協力、また、貴重なご意見ありがとうございました。